



2018年12月26日

各位

会社名 株式会社エンバイオ・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 西村 実
(コード番号：6092)
問合せ先 取締役 中村 賀一
(TEL.03-5297-7155)

株式会社関東ミキシングコンクリートの事業許可取消処分に関する社内調査結果についてのお知らせ

当社の連結子会社であります株式会社関東ミキシングコンクリート（以下、同社）が、千葉県知事から、2018年12月17日に、廃棄物処理業及び廃棄物収集運搬業の許可取り消しの行政処分を受けたことから、社外監査役である弁護士を含む当社監査役会において同社関係者への聞き取り、関係書類・帳票等の精査等の調査を実施し、当社はその調査結果報告と改善策の提言（以下、「本調査」といいます。）を受けましたので、本調査の結果とそれを受けた当社の対応について、お知らせ致します。

記

1. 本調査を行うに至った経緯及びその結果について

2018年12月17日付適時開示において公表した「連結子会社の事業許可に対する取消処分に関するお知らせ」のとおり、同社は、千葉県知事から、廃棄物処理業及び廃棄物収集運搬業の許可取り消しの行政処分を受けました。同社では、顧客企業から建設汚泥を受け入れ、中間処理を行なった上で再生土として処分先に販売する業務を行ない、販売先への再生土の運搬を運送業者に委託してまいりましたが、千葉県によると、同社と運送業者の取引が運搬の名目で汚泥の処理後物（廃棄物）の処分の委託を行ったことと同義であると認定され、この再生土の運搬を受託したのが一般の運送業者であり産業廃棄物処分業者ではなかったことから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反すると判断されたことによります。

当社では、この行政処分が当社及び同社の法令遵守に関する重大な問題に関わるものであることから、処分を受けた同日、臨時取締役会を開催し、監査役会において、本

件の事実関係、法令遵守の実施状況、本件の問題点等を調査し、その結果に基づいて当社としてとるべき対応策を検討し、その提言を受けることによって対応することを決定いたしました。かかる決定に基づき、弁護士である社外監査役が直ちに事実関係についての調査を行い、同月 21 日までに調査を終え、その調査結果を同月 22 日開催の当社取締役会において当社取締役及び監査役に報告し、この報告を受けた各監査役の検討を経て、同月 25 日に、監査役会として調査結果報告及び改善案提言書を取りまとめ、当社に提出されました。

本調査の結果、同社では委託を受けた建設汚泥の中間処理を適正に行っており、処理後物の品質管理も十分に行われ、汚染物質の含有量が全て環境基準値以下となっており、再生土としての品質と性状を備えていることを確認いたしました。これについては、千葉県にも認めていただいております。

一方、処理後物を再生土として処分するためには、品質や性状に加えて処分先において利用される工事が確定している必要があります。同社では、処分先が再生土を利用して実施する埋立事業の計画及び許可申請書類の確認、現地確認を行なったものの、それが不十分であり、結果として、販売契約前に処分先から示された埋立事業の許可が下りず、運送会社の保管場に処理後物が堆積したままとなる事態に至りました。

同社がこうした問題行為を行っていたことは、千葉県から同社に対して調査が開始された同年 8 月下旬頃には同社から当社担当取締役には報告があったものの、同取締役はこれが重大な事象であるとの認識を持たず、そのため、同社が千葉県から同年 11 月 22 日に聴聞手続きを受けた後になって、その聴聞手続きの結果報告という形で初めて当社取締役会に報告があったもので、当社として同社に対して適切な対応を指導・監督する機会を失いました。当社ではこの報告をうけた時点で即座に処分先との取引を中止させましたが、その時点で約 7,000m³ の処理後物の堆積が確認されました。上記のような事態を踏まえ、千葉県から、利用計画のない中では、処分先が処理後物を再生土として代金を払って購入する必要性は認められず、また処分先と運送会社の経営が実質的に一体だったことも手伝って、運搬の名目による廃棄物の処分の委託をしたものと認定されたことから、今回の行政処分の判断が下されたものと判断されます。

同社の処理後物には、基準値を上回る環境汚染物質は含有されておらず、再生土としての品質は完全に満たしております。処理後物の再生土としての処分行為についても決して同社担当者において悪意や法を逸脱する意図はなかったものの、処理後物を廃棄物でないと判断する要素の一つである処分先での利用状況の確認を怠り、漫然と運搬先に処理後物を堆積させたまま放置したという重大な過失が、今回の事態を招いたものと結論づけられました。

2. 当社の対応

本調査の結果、千葉県の許可取消処分は、事実認定の一部に誤認が認められるもの

の、運搬した処理後物の廃棄物非該当性を判断する要件の一つである処分先での利用状況の確認が不十分だった同社の重大な過失が招いたものと結論づけました。

当社としましては、同社において法を逸脱する意図がないとしても、千葉県処分基準に照らす限り、その処分を覆す可能性は高くなく、よって処分の効力を争って審査請求を行うことは回避し、むしろ、当社として、損害をできる限り回復するとともに、業務の改善に努め、当社子会社において今後同様の事態が生じることのないように努めるべきと判断いたしました。

当社は、今後、本件取引で問題となった運送会社の保管場に堆積された処理後物の適正処分等の残務処理を当連結会計年度末を目途に終えた後に、同社の譲渡や清算等の手続きを行う予定です。

また、同社において本件取引の責任者であった代表取締役（12月17日付で解任）の懲戒処分ならびに同社を所管した当社の担当取締役の辞任届（12月25日付）を受理致しました。

このような事態に及ぶまで適切な報告が当社担当取締役から当社取締役会に上がってこなかったことは痛恨の極みであり、処分を受けたことを厳粛に受け止め、深く反省致しております。このような事態の再発防止のため、傘下の事業会社に対しては、当社から複数取締役を子会社の役員とすることとして、情報の共有化とガバナンス体制の強化を図ることとし、また、社員に対するコンプライアンス教育の徹底などの対策を講じます。

なお、本件取引は、当社傘下の他の事業会社との関わりは一切ありません。

3. 同社の現状とグループ会社への影響について

2018年12月末予定の同社に関連する固定資産は738百万円、有利子負債は545百万円です。同社所有の固定資産は売却価値を有していると考えており、今後売却候補先を検討してまいります。負債に関しましては、早期返済になる可能性があります。当社にはその支払いを行うだけの資金残高を有しております。

また、同社関連以外の金融機関からの借入に対する財務制限条項への抵触は無く、グループ会社の借入に対する影響は無いものと考えております。

4. 業績に与える影響

業績への影響につきましては現在精査中であり、今後の状況等に応じて適時に開示してまいります。

株主・投資家の皆様、市場関係者の皆様および取引先をはじめ関係各位に多大なるご迷惑とご心配をおかけすることになり、心よりお詫び申し上げます。

以上